

## 国際税務の基礎：①海外子会社に対する寄附金の認定について

### 海外子会社の法人税法上の取扱い

このたびの長引く円高は多くの国内企業を苦しめておりますが、その一方で、この円高を海外進出のチャンスに結び付けようとする国内企業が目立つようになってきました。大企業においてのみならず、それまで海外進出に目も向けてこなかったような中小企業においても、海外子会社の設立・海外企業の買収等の海外への進出を積極的に検討し始めているようです。

いままで海外進出の経験がないような中小企業の場合、一般的なビジネスの感覚としては海外子会社であっても国内親会社であっても、それは統一した経営意思によりなされている運命共同体関係であるという認識が強いと思われます。確かに一般的なビジネスの世界ではそのとおりだと思われそうですが、こと日本の法人税法において海外子会社と親会社の関係はそのような認識で取り扱われていないのが現実です。

法人税法では、たとえ親子会社のような同一企業グループ内の特殊関係会社といえども、それぞれが独立した課税主体として、課税所得の計算や納税義務の確定もそれぞれ独立して行うこととされています。それは国内の親子会社関係のみならず、海外子会社との関係においても同様です。したがって、親子会社間の取引については、各社が国を超えて実質的に統一された一つのビジネスグループだとして、法人税法における所得金額の計算に当たっては、法人が独立した第三者として当然にとるであろう取引形態を前提としてその取引の対価の適否を認定すべきであるとされています。従って、たとえ子会社だからといって親会社が適切な対価を得ずに子会社にサービス・金銭等の経済的利益を供与することは、原則として認められていないのです。

### 寄附金の認定

たとえば海外子会社の営業活動の促進のため親会社が広告宣伝費を負担したケースや、技術支援等で親会社従業員が海外子会社へ出向しているものの海外子会社から出向負担金を収受していないケースなどにおいて、当該費用が親会社において法人税法上の寄附金として税務当局に認定されることがあります。

ここで法人税法上の寄附金の考え方は、一般的な寄附金（たとえば慈善団体に寄附するなど）よりも広範囲に

わたる点で留意が必要です。すなわち、誰かに物品を無料で提供した場合や、時価よりも安い価格で譲渡した場合などに、本来受け取るべき対価との差額が、寄附金として取り扱われる（税務当局に寄附金として“認定”される）こととなります。あるいは、親会社が子会社に貸し付けを行うケースで、親会社が利息を受け取らなければ、原則として、利息相当額が寄附金と認定されますし、貸し付けている金銭債権を免除した場合にも、免除した金銭債権の額だけ寄附金があったものとされてしまいます。

その結果、国内間での寄附金の認定であれば、原則として当該寄附金の額について一定の損金算入限度額の範囲で損金算入の可否が算定されることとなりますが、海外子会社に対する寄附金については全額が損金不算入として取り扱われます。

### 寄附金認定されないケース

上述のとおり、原則として海外子会社への寄附金は全額損金不算入となりますが、海外子会社の経営・財政状況に問題があり当該子会社の倒産等を防止するためにやむを得ず行われる合理的に認められる金銭の無償貸し付けや債権放棄のケースや海外子会社を解散する場合の損失負担など一定の要件をみたした特殊なケースにおいては、通常であれば寄附金認定をされる経済的利益の供与であっても、寄附金として認定されない（損金として取り扱うことができる）場合もあります。

### 寄附金認定を受けないために

海外子会社のために良かれと思って支出・負担した費用が、税務当局に寄附金認定されてしまうのは、ビジネス上の観点からも税効率の観点からも望ましいことではありません。寄附金認定を受けないためには、たとえ親子会社間の取引であっても、取引開始前に独立した第三者間取引であればどのような契約を行い、どの程度の金額のやり取りが必要となるかを想定することが重要です。第三者間取引として想定しうる条件で、親子会社間の取引を行うことが、グループ全体としての税効率を高め、より精度の高いビジネスの展開に繋がるものだと思料いたします。

(文責：齊藤)

資料ご利用の際のご注意

本書は、一定の編集を経た要約形式の情報を掲載するものであり、ご利用は一般的な参考目的の利用に限られるものとし、詳細な調査への代用、専門的な判断の材料としてのご利用はお断りいたします。税理士法人 青山トラストは、その内容の正当性、完全性、目的適合性その他いかなる点においてもこれを保証するものではなく、本書に基づいた行為又は行動により発生し得る損害についても一切の責任を負いません。

資料に関するお問い合わせ

税理士法人 青山トラスト 広報企画室

Email : [info@aotaf.jp](mailto:info@aotaf.jp)